

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時
平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）
午前 10 時開会、午後 0 時 26 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、羽澤担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、工藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
上田農林水産部長、阿部技監兼林務担当技監、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、岩淵漁港担当技監、千葉競馬改革推進室長、
及川理事心得、菊池参事兼団体指導課総括課長、多田参事兼農村計画課総括課長、
照井農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
藤代農業振興課総括課長、中村農業振興課担い手対策課長、
菊池農業普及技術課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、
伊藤農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、
村上特命参事兼畜産課振興・衛生課長、大畑林業振興課総括課長、
橋本森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、久慈森林保全課総括課長、
森山水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、佐々木漁港漁村課漁港課長、
菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 1 号 平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第3項 農林水産施設災害復旧費

- イ 議案第2号 平成30年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）
- ウ 議案第15号 島の越漁港海岸機械設備高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- エ 議案第33号 田老漁港海岸水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第34号 田老漁港海岸防潮堤（第3工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第35号 釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第36号 釜石漁港海岸防潮堤（第5工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第37号 大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第3項農林水産施設災害復旧費及び議案第2号平成30年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の補正予算議案について御説明をいたします。

議案（その1）の冊子の4ページをお開き願います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）ではありますが、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額9,589万円の増額と、6ページをお開き願いました、11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費の補正予算額1,410万6,000円の増額を合わせまして1億999万6,000円を増額しようとするものであり、その内容は県人事委

員会勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額の変更に伴う給与費及び年間業務量の増加に伴う超過勤務手当の所要額を補正しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。9ページをお開き願います。議案第2号平成30年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ171万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,955万8,000円とするものであります。

その内容であります。10ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の表中、歳入の3款繰入金171万2,000円の増額は、一般会計からの繰入金を補正しようとするものであり、11ページに参りまして、歳出の1款県有林事業費171万2,000円の増額は、一般会計補正予算(第4号)と同様、一般職の職員の給料月額等の改定に伴い、県有林事業関係職員の給与費を補正しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号島の越漁港海岸機械設備高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港課長 それでは、漁港海岸の高潮対策工事の補正予算議案について御説明いたします。

議案は、議案書(その2)の89ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1ページをごらん願います。議案第15号島の越漁港海岸機械設備高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、島の越漁港海岸高潮対策(機械設備)工事。工事場所は、下閉伊郡田野畑村松前沢地内。契約金額は7億3,548万円。請負者は、北日本機械・丸島アクアシステム復旧・復興建設工事共同企業体であります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策として、水門及び陸

閘の機械設備の整備を行うものであります。中段の写真は施工箇所の状況であり、下段の平面図とともに、水門及び陸閘の機械設備の施工箇所をお示ししております。

次に、3ページをお開き願います。上段に水門機械設備の正面図、下段に陸閘機械設備の正面図を掲載しております。4ページは、入札結果説明書、そして5ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号田老漁港海岸水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約の締結について御説明いたします。議案は、議案（その2）の107ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第33号田老漁港海岸水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、田老漁港海岸災害復旧（23災県第678号水門その1）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸付随施設の機能を回復させるため、水門の復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は単価適用年月の変更をしたものであります。第2回から第3回変更は、防潮堤工事を追加したものであります。第4回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更したものであります。第5回から第6回変更では、年度支払限度額の変更をするとともに、工事期間を更新しております。今回の第7回変更は、インフレ条項の適用によりまして、契約金額を増額するものであります。

今回の変更により契約金額が16億4,367万7,920円となり、当初議決に対し22.2%の増となるため、委員会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段に第4回変更の正面図、下段に変更後の基礎ぐいの打設工法であります先行掘削工法の説明図と転石を確認した状況写真を掲載しております。試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、基礎ぐいの打設工法を中掘工法から先行掘削工法へ変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 次の議案も同じなのですけれども、漁業との調整に時間を要したということで、372日間延伸した。かなり長い期間延伸したということですが、この理由は何なのかということと、インフレ条項の適用による契約金額の増とありますが、具体的にどのような変更があったのか、この2点について示してください。

○佐々木漁港課長 まず、工事期間延伸の理由であります。基礎ぐいの打設となる転石層が広範囲に分布していることが判明し、当初予定しておりました中掘工法では施工が不可能ということで先行掘削工法を加えるといったことが原因となり、中掘工法に比べて振動あるいは騒音が大きくなったということがありました。このことがサケの遡上に影響を与えるということが危惧されたことから、漁業関係者と調整を行った結果、サケの遡上期間については、騒音、振動が発生する工事等を見合わせることにいたしまして、平成28年度から平成29年度、平成30年度、平成31年10月1日以降から当該工事に係る施工期間を延長し、結果として372日間の延伸が発生したということであります。

次に、インフレ条項であります。具体的に4,000万円余のインフレで増額した総計のうち、3割が労務費であります。これは、平均4.5%、4.6%ほど作業の単価が上昇しております。残り7割が材料費であります。主なものが生コンクリート、軽油等の単価の上昇で、これらを加えまして、合計約4,000万円の増額ということであります。

○名須川晋委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号田老漁港海岸防潮堤（第3工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その2）の108ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第34号田老漁港海岸防潮堤（第3工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、田老漁港海岸災害復旧（23災県第678号防潮堤その3）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤196.4メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は、単価適用年月を変更したものであります。第2回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。第3回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸したものであります。第4回から第5回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸したものであります。今回の第6回変更は、仮設鋼矢板の打設工法を変更するものであります。

今回の変更によりまして、契約金額が13億3,374万600円となり、当初議決に対し25.2%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段に第3回変更の変更後の基礎ぐいの打設工法である先行掘削工法の説明図、中段に今回の第6回変更の変更後の仮設鋼矢板の打設工法である先行掘削圧入工法の説明図、下段に防潮堤の標準断面図と転石を確認した状況写真を掲載しております。試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、基礎ぐいの打設工法を中掘工法から先行掘削工法に、仮設鋼矢板、仮設矢板の打設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法にそれぞれ変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その2）の109ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第35号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、釜石漁港海岸災害復旧（23災県第551号防潮堤その4）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤325メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は、単価適用年月を変更したものであります。第2回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。第3回から第4回変更は、基礎ぐいの変更を行うとともに工事期間を延伸したものであります。今回の第5回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに工事期間を延伸するものであります。

今回の変更により契約金額が14億6,311万5,960円となり、当初議決額に対し56.4%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段に今回の第5回変更の標準断面図、下段に変更後の基礎ぐいの打設工法である先行掘削工法の説明図と転石を確認した状況写真を掲載しております。試験施工の結果、転石が多数分布していることが判明したため、基礎ぐいの打設工法を中掘工法から先行掘削工法に変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号釜石漁港海岸防潮堤（第5工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説

明いたします。議案は、議案書（その2）の110ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第36号釜石漁港海岸防潮堤（第5工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、釜石漁港海岸災害復旧（23 災県第551号防潮堤その5）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤117.2メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は単価適用年月を変更したものであります。第2回から第3回変更は、年度支払限度額の変更を行うとともに工事期間を延伸したものであります。今回の第4回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに工事期間を延伸するものであります。

今回の変更により契約金額が8億8,756万2,360円となり、当初議決額に対し21.4%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段のほうには今回の第4回変更の変更前後の基礎ぐいの打設工法、下段のほうには変更後の基礎ぐいの打設工法であります回転圧入工法の説明図を掲載しております。当初設計におきましては、海側に仮設マウンドを設置しまして、マウンド上から機械を使ってくいを打ち込むこととしておりましたが、海上保安庁の験潮所が図の位置にありまして、海上保安庁と協議の結果、験潮所の観測に影響を与えないよう、陸上からくいの打ち込みができる回転圧入工法に変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第37号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説

明いたします。議案は、議案書（その2）の110ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第37号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23災県第679号防潮堤その5）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤473.2メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容であります。第1回から第2回変更は、年度支払限度額の変更を行うとともに工事期間を延伸したものであります。今回の第3回変更は、地盤改良材を砕石から鉄鋼スラグに変更するとともに、堤体盛土材の調達先の変更に伴い、土砂の運搬距離を延伸するものであります。

今回の変更により契約金額が24億1,015万680円となり、当初議決額に対し21.9%の増となるため議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。防潮堤の標準断面図を掲載しております。地盤改良材は、当初砕石としておりましたが、近隣で行われております三陸沿岸道路を初めとする復興支援道路等の公共事業の需要がかなり多く、必要量の調達が困難となったため、調達が可能な鉄鋼スラグに変更するものであります。また、堤体の盛土材につきましては、他の山田町内で行っている事業で発生する残土を直接搬入することとしておりましたが、施工時期が合わなくなったこともありまして、山田町内の仮置き場に置かれた土砂を運搬する必要が生じたため、土砂の運搬距離を延伸するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生について発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉競馬改革推進室長 初めに、岩手競馬におきまして、禁止薬物陽性馬が相次いで発生したことにより、議員を初め多くの県民の皆様にご心配をおかけしておりますことに対し、重ねてお詫び申し上げます。

岩手県競馬組合においては、再発防止策を強化し、去る11月24日から競馬を再開いたしました。私からこれまでの状況について御説明させていただきます。お手元に配付しております資料、岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生についてをごらん願います。

なお、去る11月19日の議案等説明会におきましても、同様の資料を用い御説明をさせていただいておりますことから、重複をなるべく避け、簡略化して御説明させていただきますので、御了承願います。

議案等説明会後に追記、修正した箇所には下線を付しております。

まず、1、経過等ではありますが、(1)に禁止薬物のボルデノンが検出された馬3頭と、(2)、経過に1頭目のスターズレディ号がレースに出走した日から11月24日土曜日に競馬を再開するまでの経過をまとめております。

重立ったところでは、8月4日、1頭目の禁止薬物陽性馬が発生し、8日に三野宮厩舎の馬を全頭検査したところ、レース後に採取した検体では陽性となったスターズレディ号を含め全頭が陰性となったこと。9月15日、2頭目の禁止薬物陽性馬が発生し、19日に高橋厩舎の管理馬を検査したところ、ウバトーバン号を含め全頭が陰性という結果となったこと。2頭目の発生を受けまして、9月20日に岩手競馬の厩舎に入厩している馬の全頭検査の実施と22日土曜日のレースの取りやめを発表したこと。10月7日の時点で717頭の検査が終了し、全ての馬が陰性でしたが、11月5日、3頭目の禁止薬物陽性馬が発生し、7日にその週末の3日間のレースの取りやめを発表したこと。3頭目の発生を受けまして、高橋厩舎の管理馬を検査した結果は、11月12日に判明し、ヒナクイックワン号は再検査でも陽性、これに加えまして、ワンサイドストーリー号という別の馬からもボルデノンの陽性反応が確認されたこと。2ページをお開き願いまして、翌日13日には17日から19日まで3日間の開催取りやめを発表したこと。そして、競馬の再開は11月24日土曜日であり、今週月曜日、12月3日までの計6日間の開催を終えたこととなります。

次に、2には、1頭目及び2頭目発生後に講じた主な再発防止対策を列記させていただいております。

次に、3、開催の取りやめについてですが、都合3回取りやめたところであり、(1)の9月22日の取りやめの理由は、2頭目の発生を受けまして、再発防止策の一つとして、岩手競馬に在厩している競走馬全頭について事前検査を行い、陰性となった馬のみを出走させることといたしました。22日にレースに出る予定だった馬につきましては、検査に必要な日数を確保できなかったことによるものであります。

(2)の11月10日から12日までの3日間につきましては、3頭目の禁止薬物陽性馬が発生したことを受け、それまでに講じてきた再発防止策をさらに強化する必要性が生じたことによるものであります。

(3)の11月17日から19日までの3日間の開催取りやめについてですが、禁止薬物陽性馬が発生した高橋厩舎以外の厩舎から対象馬を任意に抽出して検査することとし、その結果を待ってから競馬の再開を決定することが適当と判断したことによるものであります。

次に、4、3回目の開催取りやめによる年間収支への影響につきましては説明を省略させていただきます、競馬再開後の発売状況を最後に御説明させていただきます。

3ページをお開き願います。5、競馬の再開に向けた競馬組合による再発防止策の強化についてであります、11月19日の議案等説明会以降に状況が変化した部分のみ説明させていただきます。

(4)の在厩馬の抽出検査の実施ですが、当初は禁止薬物陽性馬が発生した高橋厩舎を除く水沢競馬場の厩舎が管理する馬の中から抽出して検査を行うこととしておりました。その後、競走馬理化学研究所との協議が調いまして、水沢競馬場の在厩馬全頭について検査が可能となりましたので、11月24日からのレースに出走を予定している馬について事前検査を行い、陰性となった馬のみをレースに出走させることにしたものです。

なお、この事前検査で陽性となってレースから除外された馬はありませんでした。

(6)の水沢競馬場の管理体制の強化に関しましては、11月23日から組合職員を1名増員、配置したところであります。

最後に、6の競馬再開後の発売状況等についてであります。(1)の水沢第8回、6日間の発売実績は、計画額の計9億9,397万円余に対し、実績額が10億7,638万円余で、達成率が108.3%、前年度比でも108.1%となりました。

(2)の4月1日からの通算でも、計画額268億2,900万円に対し、実績額が283億8,900万円、達成率が105.8%、前年度比で112.6%となっているところであります。また、禁止薬物陽性馬の相次ぐ発生によりまして、馬主が他の地方競馬等に馬を移籍させることが懸念されましたが、(3)の入厩頭数の推移でござんいただけますとおり、前年同期比を上回っておりまして、大きな影響はないと受けとめているところであります。

この間の売り上げ状況や馬の頭数を見ますと、競馬ファンや馬主の一定程度の御理解、御支援を感じるところでありまして、競馬組合はその信頼回復に向けて、さらに努力していかねばならないと思っております。

構成団体も一丸となりまして、競馬組合の今回の危機を乗り越えることができるよう全力で支援してまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○上田農林水産部長 ただいまの説明に関しまして、私からも一言申し添えさせていただきます。

今般禁止薬物陽性馬が相次いで発生し、議員初め県民の皆様にも多大な御心配をおかけいたしました。大変申しわけなく思っております。

申すまでもなく岩手競馬の存続、そしてその支援に関しましては、農林水産部はその責任を負っております。今後とも当部の最重点課題として、岩手県競馬組合の支援に取り組

んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○**名須川晋委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**佐々木朋和委員** この際、私から岩手県次期総合計画のアクションプランの農林水産部にかかわる部分について質問させていただきたいと思います。

我々の手元に次期総合計画の第1期アクションプランが届きました。私の手元には、現在までのいわて県民計画のアクションプランもあるのですが、今回農林水産部所管の多くの事業がVIの仕事・収入のカテゴリーに区別をされております。そういった中であって、このいわて幸福関連指標は、前の計画からすると、目指す姿指標になると思うのですが、これまでの県民計画の中には農業産出額、林業産出額、漁業生産額ということで、県内の生産量の全体像というのを目標にされていたものであります。今回はそれぞれの農家、林家、漁家の経営体ごとの産出額を目標にされております。これの趣旨と全体額をいわて幸福関連指標から別に抜いた経緯、思いというのをまずお知らせいただきたいと思っております。

○**照井企画課長** 委員御指摘のように、今の県民計画のアクションプランにつきましては、農、林、漁業それぞれの産出計画を目指す姿指標としていただいておりますが、次期総合計画におきましては、基本的な考え方として、県民一人一人の幸福を守り育てるための取り組みを進めていくという考え方がありまして、農林水産業全体の産出額ではなく、1経営体当たりで産出した値のほうがより趣旨に沿った指標であると考えたものであります。

この件につきましては、次期総合計画の全体を所管している政策地域部とも調整しながら指標の選定に当たったところであります。今までありました農業、林業、漁業それぞれの産出額全体につきましては、参考資料として今後も掲載していくという方向で進めていくこととしております。

○**佐々木朋和委員** 今我が県は1次産業というものが大きな魅力であって、県を下支えしている力であると思っておりますが、一方で担い手不足あるいは人口減少が進む中で、これを維持していけるのかということが大きな県民の不安だと思っております。

そういった意味でも新たな担い手を育成していく、参入していただくためには、経営体ごとに生産額をしっかりと出していくということは大変重要だと私も思っております。

一方で、その全体像について、県として目標がなくていいのかと思います。今の話だと掲載をしていただけですから。県としては、全体として農林水産業の生産額を、人口減少下だけれども、維持をしていくのか、下がっていても一つの経営体ごとの採算がとれればいいのかと考えているのか、それとも伸ばしていこうと思っているのか。この辺の目標なり考え方というのは示していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○**照井企画課長** 全体の目標値の算定の考え方についてであります。基本的に委員御指摘のとおり、担い手の減少対策は取り組みとして進めるべきものだと思っております。その中で、担い手対策をしっかりとしながら、減少率以上に1人当たりの生産額等を上げていくことが大事だと思っております。そういう取り組みを進める中で、農業、林業、水産

業、それぞれ産出額を維持、またはある程度微増の方向に持っていきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 全体像の話と個々の経営体ごとの経営の話ということでしたけれども、今の同じ質問を、部長、もう一回御答弁いただけないでしょうか。

○上田農林水産部長 今回、案をお示ししております、その中で指標についても案として掲載をさせていただいております。ここに至りました経緯については、今課長からお話を申し上げたとおりであります、さまざまな団体の方あるいは生産者の方からお話を伺う機会まで持ちました。その中ではさまざまな議論も御意見も頂戴しておるところであります。これからこの案をまた煮詰めてまいりますし、必要な見直しは行っていくつもりでありますので、さらに皆様から丁寧に御意見をお伺いして、検討を進めてまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員 今回は、仕事・収入ということで農林水産業がこの分野にカテゴライズされた。今人口が減少していますから、ほかの分野、商工業等も含めて、やはり人のとり合いになっていくかもしれない。そういった中で、経営体ごとのしっかりとした経営をやっていくと、この趣旨はまさに私も理解をしますし、応援をしたいと思っておりますが、一方で、やはり農林水産業には仕事、収入以外の機能もあると思っております。

商品確保への第1ステップであったり、観光であったり、また県土の安定、安全というところもあります。そういった意味をやっぱり総合的に勘案して、仕事・収入以外のカテゴリー、コミュニティであるとか、あるいは観光にもかかわってくるところだと思っておりますので、そういったところを含めて、農林水産業の全体像をぜひ示していただきたいと思っております。

また、もう一つ、仕事・収入の中にあっても各種目別というのですか、もとの園芸あるいは畜産といったところの数量も維持をしていかないと、そのブランドを維持できないと思っております。

その中で、県の目指す姿指標のところでも一つ一つが経営体ごとの頭数であったり、そういったところに目標がシフトしているところもあると認識をしておりますが、この辺の指標についてもどのようにお考えなのか伺いたいと思っております。

○照井企画課長 それぞれの仕事・収入における目指す姿指標につきまして、1経営体ということで、委員御指摘のとおり掲載しておりますが、それぞれの生産額につきましては、一部、アクションプランの188ページで、例えばオリジナル品種の作付面積とか、あるいは園芸販売額とか、県が取り組む具体的な推進方策において、それぞれの品目ごとに目標を置いている部分もあります。いわて幸福関連指標と県が取り組む具体的な推進方策をあわせまして、全体像を見据えていく形で考えておりますので、御意見も踏まえながら、この部分はこれから検討を深めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ぜひさらなる検討を進めていただきたいと思っております。

もう一つ気になるところが、現在の県民計画の経営体の育成の部分では、認定農業者等

への農地の集積面積ということで、県内の生産額とともに、県内の休耕田あるいは畑をどのぐらい活用していくか、そういったところも含めた農地の活用の指標もあったと思っております。次期総合計画の、担い手育成の部分ではそういった指標が抜けているのではないかと思いますので、その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○**照井企画課長** 今委員の御指摘にありました農地の集積率につきましては、先ほど申しました県が取り組む具体的な推進方策に項目としては掲載しておりますが、数値等については調査中になっておりまして、この点を精査して掲載させていただきたいと思っております。

○**佐々木朋和委員** 目指す姿指標、いわて幸福関連指標ではなくて、次期総合計画では県の推進方策のところに掲載されたということでもあります。了解いたしました。ぜひそういったところも含めて検討していただきたいと思います。

最後に、畜産の部分についてお伺いをしたいと思います。説明資料の188ページになりますが、全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けて、工程表が示されたというのは大変すばらしいと評価をさせていただきたいと思います。前回の宮城大会に比べて早い打ち出しがあるということで、生産者の方もお話をしておりました。

そういった中で、戦略策定、出品牛造成用の雄牛、雌牛の選定が2018年度までとなっております。次に2019年度からゲノム評価性判別受精卵生産というところへ進んでいくとお伺いしておりますが、今の雄牛、雌牛の選定状況とこのゲノム評価性判別受精卵生産というのはどういったものか、お伺いしたいと思います。

○**菊池畜産課総括課長** 全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた対応についてであります。今年度既に8月の段階で鹿児島大会に向けた工程表を確定しております。それに向けて優秀な牛をつくるということで、今年度から事業を使いながらゲノムの解析を進めております。今年度につきましては、優秀な種雄牛の母牛の候補となる牛について、評価、ゲノムの分析を行うために、お尻の毛の部分になりますが、750頭について既に採材をしております。それについて、現在家畜改良事業団にお願いして分析を行っている状況であります。それを踏まえまして、来年度、優秀な種雄牛の母牛となる候補牛に対して種つけをして、来年度には生まれますので、その翌年度に種雄牛の候補牛を絞り込むという作業を進めております。

○**佐々木朋和委員** このゲノム評価性判別受精卵生産というのは、今御説明をいただいたものなのでしょうか。

○**菊池畜産課総括課長** 今申し上げた中身であります。

○**佐々木朋和委員** 今そういった選定をされているというところですが、実際に生産者の皆さんにそういったことが伝えられるのはいつごろになるのでしょうか。

○**菊池畜産課総括課長** 具体的な工程につきましては、県央と県南に育種組合が二つあります。その中には農協がもちろん入っており、随時現在の進捗状況を説明しておりますので、そういった形で生産者の方々におつなぎするというようになっております。

○佐々木朋和委員 岩手の種雄牛について、全体として計画的に何を使っていく、こういった戦略をしっかりと現場の皆さんにもお伝えをしながら、もう戦いは始まっていると思いますので、ぜひとも計画的に進めていただきたいと思います。

○工藤勝子委員 一般質問をいたしました、ちょっと聞けなかった部分についてお聞きしたいと思っているところでもありますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、12月30日にTPP11が発効されることとなります。畜産関係とかチーズとか、これらに与える影響は大きいという状況もあるわけですが、これに対して、岩手県として岩手県の農業に与える影響をどのように試算されているか、前には発表しておりますけれども、その後どのような変化があるかお聞きします。

○照井企画課長 県では、先般国の経済効果分析をもとに、TPP11あるいは日EU・EPAによる本県農林水産業への影響を試算したところであります、TPP11では生産額が約21億円から36億円減少、それから日EU・EPAでは生産額が約15億円から30億円減少するという結果報告となっているところであります。

国の試算は、価格の低下による生産額は減少するものの、国内対策により生産量は維持されることを前提としておりまして、実際に本県の影響額はこれよりも大きくなることも考えられるということでもあります。

今国におきまして、日米物品貿易協定の交渉を開始することや、あるいはRCEPへの取り組み等いろいろ報道されておりますが、この部分につきましては、まだ国から詳細な説明がない段階でして、現時点で本県への影響を試算するのはちょっと難しいかなと考えているところであります。

いずれにしても、県としてはこれまで国に対してTPP11等による農林水産業への影響について、十分あるいは丁寧な説明をするよう求めてきておりまして、先般も日米物品貿易協定の交渉を開始するということに対して議長が上京して要望するなど、機会あるごとに要望してきたところであります、今後も引き続き国において万全の対策をとるよう求めていきたいと考えております。

○工藤勝子委員 まだまだどのように推移していくか不透明な部分が多いのだろうなと思っております。そういう中において、アジア圏を中心とした輸出が非常に伸びているという報道もありましたし、岩手県も畜産県としてさまざま牛肉、それから酪農、ブロイラー、養豚もそうですが、北米とか台湾を中心に非常に伸びている情報もありました。この伸びている状況が、こういう形でTPP11が発効された後も順調に続いていくと予測されているかどうかお聞きいたします。

○高橋流通課総括課長 TPP11に関する影響に関しましては、答弁もさせていただきましたように、輸出実績がある、さらに輸出拡大が期待できるベトナム、マレーシア、カナダといったようなところを主なターゲットにして、今後プロモーションあるいはバイヤーの皆様方の産地招聘といったようなことを進めてまいりたいと考えております。

一方で、その考えとは別に、それぞれの国々において輸入する検疫の条件とか、さまざま

まな条件があります。そうしたことにきめ細やかに対応しながら、今回の貿易の交渉に基づく状況を踏まえ、ぜひ今後ともしっかりと輸出を拡大していけるような取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

○**工藤勝子委員** 輸出関係の業者に対して、しっかりと支援、対応をしていくことが求められていくのだらうと思います。これからグローバルな時代、物が世界をめぐる時代に入ってくるのだらうなと思っています。それにしっかりと対応していかなければならないと思うのですけれども、例えば流通課でやっているとは思うのですけれども、新たに部の中にしっかりとした輸出対策に向けて取り組んでいくような、そういう課などを設置するような考えはないでしょうか。部長にお聞きいたします。

○**上田農林水産部長** 農林水産物、特に農畜産物の輸出につきましては、今流通課の中に流通改善担当というのを設けまして、そこで担っている状況であります。ただ、これからの市場を考えた場合に、国内の市場はどんどん小さくなってまいります。そうしますと、やはり生産量を維持し、生産者の収益を考えた場合には国外に市場を求めるというのは大変大事な取り組みだと思っております。そういった輸出の強化に向けてどういった組織が一番いいのか、将来に向けて効果があるのか、ぜひ真剣に検討させていただきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 日本全体が人口減少で非常に子供が減っている中で、お米の消費量の減少も取り上げてお話しいたしましたけれども、消費というのは非常に減っていく可能性が多いのだらうと思っています。そういう中において、逆においしいものを少量でいいという、そういうニーズが広まってきて、そこにもターゲットを絞る必要があるのかなと思っております。岩手県の食材のよさ、おいしさ、安全、安心、そういうものをしっかりと売って国内向けにするものと、国外に出すのはどうでもいいとは言いませんけれども、検疫がありますので、その辺のところ国内以上にもっと厳しく求められるものがあるのだらうなと思っています。やはり農林水産部として、岩手県の今後の農林水産物の産出額、そして所得額を大幅にふやしていくためには、どこにどうした対策をとっていったら一番いいのかということになってくるのだらうと私は思っています。

他県を見ていると、秋田県では岩手県とは違って、米の輸出がもっと進んでいると私は思っておりますし、岩手県のリンゴの輸出も伸びているわけではありますけれども、青森県のリンゴは、岩手県の倍以上輸出していると思っております。ですから、私はまだまだ岩手県として、アジア圏もそうですけれども、このTPP11によるこういう形の中で、世界のものが回るときに、どこにどう岩手県のを売っていくか、そしてそれを売りさばいていくバイヤーとかいろんな形もありますけれども、そういう事業者をしっかりと支援していくかというようなことになってくると、結局そこに対応できる人材、県としてすばらしい人材を配置して、しっかりと対応していくことが本県の今後の農業振興にとって非常に大きいのではないかと考えているところでもありまして、聞いてみたところであります。

やはりこれからは、全国全ての都道府県でこういうことに乗り出してくるのではないかと考えているわけです。そこにおくれていくことはならないと私は思っているのです。いいものがいっぱいある、そういう中において、ぜひ競争力についていけるようなことをしっかりと進めていただきたいと思いますけれども、もう一度部長に、このグローバル化に対して、どのように取り組んでいったらいいのかということをお聞きしたいと思います。

○上田農林水産部長 本県の農林生産物の輸出拡大ということでお答え申し上げたいと思います。

本県の農畜産物、農林水産物につきましては、安全、安心で、そして品質も高く、おおむね海外でも評価は高いです。これをやはり伸ばしていくというのは今後において非常に大きな課題であります。そのためには、委員からお話がありました、これに対応する職員の資質向上、それからいま一つは我々と、それから輸出先とを結ぶパイプになる方、あるいはパイプになる仕組みの構築が非常に大事であります。このために、従前から輸出コーディネーターということで、キーになる方をお願いして、そのパイプづくりに取り組んでまいりましたが、今後はそれがやはりキーとなって、特に国際的な物流環境がTPP11を初め変化しておりますので、新規に開拓ということになりますと、こういったつながりを持つことが非常に大事だと思っております。

先ほど課長から答弁させていただきましたけれども、その輸出先によって文化とか、あるいは好みがあります。それにどう見合って私どもの農林水産物をうまく売っていかれるかということがターゲットを絞る上で非常に重要な観点ですので、こういったところについてもどんどんと検討を進め、あるいは調査を進めまして、効率的に輸出を拡大していくように取り組んでまいりたいと思います。

○工藤勝子委員 いろんな形の中で、私は農業というものは創造性豊かな産業だと思っているのです。自分もこういうところにいるより、農業をしているほうがよっぽど好きなのですけれども、でもそういう中において、周りの農家の人たちがただただ下を向いていくのではなくて、やはり上を向いて元気を出していく、そういう取り組みが求められる中で、先ほども言われたように仕事・収入の中にただ入れられているのでは、情けないような気がしてならないです。ぜひ部長にはそういう資質向上に努めて、例えば英語、それから中国語にたけた職員の人たちをしっかりと採用するなり、日本語ではなくて、通訳を通さずに直接面談できるような、そういう職員の養成もして、ぜひそういう対策課なり輸出課みたいところをきっちり設けてやっていただきたいということを申し上げたいと思っております。

それから、もう一つです。私は、よく里山のお話をします。今回ちょっと質問事項が多くて入れかねました。例えば住田町に行けば、非常にきれいなすばらしい山づくりをされております。3年、東北横断道釜石秋田線を通ってきましたが、非常に山が荒れています。皆様あそこを通ってみて、何を見て走るか。道路を見て走るか、山を見て走るか。私は、山を見て走っているのです。そうすると、非常に松くい虫被害等があつて放置されている

山々が広がっているわけであります。ぜひこういうところをしっかりとわての森林づくり県民税でも使って、少しずつ整備をして、そして2025年の全国植樹祭に向けた里山の整備を進めてほしいと、私はそのように思っています。それにおきましても、やはり林道の整備というのは非常に大事と思っています。岩手県の林道の整備率はどのくらいになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○久慈森林保全課総括課長 本県の林道整備につきましては、平成26年度に策定しました第3期林道整備事業中期実施計画に基づき進めておりまして、平成29年度は約8キロメートルの整備を行いまして、年度末までの整備延長の累計は4,515キロメートルとなっております。整備率につきましては、率という言葉をどのように扱うかということによりますけれども、林道の濃密は1ヘクタール当たり16.7メートルとなっております。

○工藤勝子委員 岩手県で林道という名のつくところに何キロメートルという、そういうのはちゃんと査定されていないですか。例えば今年1年間に8キロメートルとかと言っていましたけれども、私進捗率みたいな話で聞きましたが、結局林道が何路線あって、その中で何キロメートル、それこそ何十キロメートルになるかわかりませんが、その中でこのくらい進んでいるというデータは出せないのでしょうか。

○久慈森林保全課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、林道の整備延長につきましては、累計で4,515キロメートルとなっております。

○工藤勝子委員 余り理解できませんけれども、1年間の整備目標というものをしっかりと掲げて、ぜひ整備を進めてほしいと思います。でないと、山の木を切るにしても、今山の整備についてのいろんな作業が機械化になってきている中で、林道の整備が入っていないところは大型機械が入っていけない状態になっているわけです。こういうところをしっかりと整備することによって、それこそ災害の対策にも非常につながってくる、土砂災害も防げる大きな要素があると思っています。

それから、もう一つ、うちのほうの山でも確かに林道が整備されました。しかし、舗装しているわけでもありませんので、常に大雨が降るたびに流されて、大きな道路の真ん中を土砂が流れてしまって、トラクターも入っていけない状況があるわけです。そうすると、せっかくお金をかけて整備されたのに、多分私たちのところは自分たちの集落で管理しなければならぬと思うのですけれども、なかなかそこまで手が行かない。その林道がどのように管理されているか、そういう状況もしっかり把握していくことが私は大事ではないかなと思っていますので、お考えをお聞きいたします。

○阿部技監兼林務担当技監 林道整備についてであります。委員御指摘のとおり、林道となるのは山の中の一番太い動脈、そしていわゆる作業道と言われる毛細血管、それらを含めて路網の整備水準というものがあります。傾斜が大体30度以下の低いところだと、1ヘクタール当たり大体25メートルあると効率的な林業作業ができるようになっております。その中で、現在林内路網、いわゆる林道の部分だけでは16.7メートルということですので、全体にならせばですけれども、あと10メートルほど整備することによって、効率

的な林業生産活動ができるという状況になっております。

林道は、市町村が管理するというようになっておりますが、市町村によってはなかなか整備を進められない状況のところもあります。そういったこともありまして、今般森林環境譲与税ができましたので、それが市町村にとって、いわゆる林業生産活動を支援するための資金にも使途にも使えるということですので、維持管理にも使っていただきたいと思っております。

あとは委員おっしゃるとおり、今林業生産活動もこれまでのようにチェーンソーを持って人がというよりは、高性能林業機械で、しかもトラックは大型で作業することによって効率化を図っていくということになりますので、そういった高規格な路網整備も進め、林業の生産性を向上し、そしてできるだけ森林所有者に還元できるような形にしていきたいと考えております。

○佐々木努委員 2点ほどお伺いします。

まず、岩手競馬の問題についてお伺いしたいと思っております。これは、前回の委員会でも詳しくお聞きをいたしましたし、私の言いたいことは全てお話をしたと思っておりますが、この後にまた3頭目が出たということで、正直今の私の気持ちを言わせていただくと、怒り心頭です。怒り心頭ですけれども、それをどこにぶつけていいか、今私の中で全然整理がついていなくて、非常にもやもやした感じと、それから競馬が再開してよかったなというほっとした心境、それからもし今後4頭目が出たり、さまざまな状況で、例えば今年も寒さが大分早いので、天候が荒れて、競馬の開催ができなくなったりとか、そういう不測の事態になったときに、本当に収支は大丈夫なのだろうかという不安、そういうさまざまな不安が頭の中あるいは心の中をよぎって、自分でどう整理したらいいかわからない状況なので、整理のつかない質問になるかもしれませんが、まず確認をさせてください。

競馬組合として、これまで原因究明にさまざま取り組んでこられたと思っておりますが、現在、原因究明するための調査が全て終了したのか、その結果事件性がない部分、例えば、かいばや敷きわら、これは輸入物を使っていたのかもしりませんが、そういうものに混入していたという可能性があったのかとか、人為的ではない原因についての調査が終わって、あとはもう警察に任せるしかないということになっているのか、競馬組合としての調査がどのようにどこまで進んで、どういう状況になっているのかということをお聞かせください。

○千葉競馬改革推進室長 調査の関係ではありますが、再発防止対策チームの検討はまだ続いておりまして、まだ結論が出ておりません。今委員から御指摘のありました人為的でない部分の可能性ということで、かいば、敷きわらの関係につきましては、現在競走馬理化学研究所のほうに調査を依頼しておりまして、現在分析していただいております。まだ結果は出ていないというところであります。

○佐々木努委員 その結果はいつごろ出るのでしょうか。

○千葉競馬改革推進室長 当初 11 月末と聞いておりましたけれども、まだ検査結果が出

たという話は聞いておりません。

○佐々木努委員 県に聞いても、組合に聞いても、ちょっと答えられないかもしれませんが、警察の捜査はどの程度進んでいるのか。もし紹介できるものがあれば、お話しできるものがあればお聞かせいただきたいのですが。

○及川理事心得 警察の情報につきましては、ここでは具体的なことは申し上げられません。いずれ盛岡東警察署及び奥州警察署には情報提供はしているところであります。ただ、捜査の進捗状況について、今どういった状況になっているかというのは、我々は具体的には把握しておりません。

○上田農林水産部長 警察の捜査の関係であります、ただいま理事心得からもお話し申し上げましたが、内容について、捜査の関係でありますので、私どもは申し上げるところがなかなか難しい面があります。

ただ、当部として、あるいは県として、そういったところの捜査はぜひきちんとやっていただきたいということで、私もそうですが、関係部局長等から県警本部長に対して、ぜひ捜査を頑張って、できるだけ迅速にやっていただきたいということをお願いはしているところであります。

○佐々木努委員 いずれ原因究明を急ぐことが一番大事だと思いますので、それは組合もそうですが、警察にもしっかりとその意向を伝えてほしいというお願いをしたいと思いません。

それから、存廃のルールについて確認をさせていただきたいのですけれども、単年度収支で赤字になったときは即廃止というルールだったと思いますが、その単年度収支というのは売上げから経費を単純に引いて赤字になったらということなのか、それとも今財政調整基金というのがあるはずですから、それを投入して赤字を埋めれば、それで単年度収支で黒字になるという考え方になるのか、どちらでしたでしょうか。

○千葉競馬改革推進室長 いわゆる新しい岩手県競馬組合改革計画であります、財政調整基金の関係については明確には書いておりませんが、済みません、私の記憶でございますが、経常収支で収支均衡となっていたかと記憶しております。

○佐々木努委員 最後は繰り入れをして、経費削減ももちろんそうですけれども、財政調整基金から繰り入れをして、それで収支均衡に持っていったということなのでしょうけれども、やはり基本は毎年毎年売上げの中からしっかりと収支をプラスに持っていくという、そういう考え方でいかないと、地方競馬全国協会に対する交付金の返還等もあるはずですので、そういうことをしっかりと組合なり県なりが考えて、このぐらい余剰金があるから何とかなるだろうということではなく、やはりもっと危機感を持った形で、この競馬組合の財政運営に取り組んでほしいということを申し上げたいと思います。

そのためにもさまざまこれまで売上げが上がってきたから、では照明施設等をつくるとか、大型ビジョンをつくるとか、最近はそういうものをどんどん導入してきましたけれども、こういうリスクが必ず生じるということを常に念頭に置いておくということは私は

必要だと思います。

そういうところが今回のこういう事案につながっているし、こういう存廃のまた危機がささやかれる、そういう状況になると思いますので、ぜひその辺のところをしっかりと、組合だけではなく県もお考えいただきたいと思います。

それから、先ほどの冒頭、上田部長から、県としてこれからしっかりと競馬組合を支援していくという話がありましたが、私は違和感を感じました。確かに県が経営の主体ではありませんから、支援という言葉も適当なのかなとは思いますが、管理者は知事ですので、実質私は公営だと思っているのです、間違いなく公営だと思っているのです。ですから、支援という言葉にかなり違和感を感じました。

もっと自分たちが主体的にこの競馬を維持していく、競馬を改革していく、そして県民の方々に理解をしていただきながら、多額の借金を返していくという、そういう考えをしっかりと県が持っていけないと、先ほどのように何となく聞きようによっては農林水産部も競馬組合を所管しているけれども、それは競馬組合のことだから、では側面からサポートするよみたいな、そういう発言に捉えられないような発言を私は部長に期待したいと思いますが、部長、私の今の発言に対して何か所感があれば伺いたいと思います。

○上田農林水産部長 競馬組合の存廃というお話まで、さまざまな場面で取り上げるというのはちょっと言葉がよろしいかどうかわかりませんが、非常に危機的な状況だと思っております。

そこに関しましては、競馬組合と一緒にあって、あるいは競馬組合をお助けしながら、あるいは組合をリードしながら、そういったことについて一緒にやっていきたいという趣旨で発言を求めさせていただきました。

委員からお話いただいたことについてはそのとおりだと思いますので、そういった思いを受けまして、当農林水産部といたしましても最重点課題として、ほかの業務もありますが、競馬問題に関しては優先事項で取り組んできておりますし、これからもやりたいと思います。

いずれ競馬事業が存廃の危機にならないということが一番の目的ですので、それに対しては農林水産部は一生懸命、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木努委員 本当に今まで以上に当事者意識を持っていただきたいと思います。それは、部長だけではなく、部だけではなく、これは管理者としての知事もそうですし、奥州市あるいは盛岡市、この構成団体にもしっかりと考えていただきたいと思います。

次に、林業振興でアカマツの活用について伺いたいと思います。私の地元である奥州市前沢区の月山神社周辺の松の1本が名古屋城の再建の材料になるということで、先日11月23日に無事搬出されました。この件につきましては、県当局、特に林業振興課、阿部技監を初め、足しげく地元に通っていただきまして、そしてスムーズにこの事業が進行ということで、そういうことにいろいろ御尽力いただいたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

言うまでもなくナンブアカマツは岩手県の木でありますから、これはやはり岩手県として、このナンブアカマツを守っていく、そして林業振興につなげていくということがこれから大きな課題になってくると思います。

そこでお伺いをいたしますけれども、今回奥州市前沢区から名古屋城に行ったのは一番長いはりに使う部分の1本でしたけれども、それ以外にも県産のアカマツが名古屋城に使われるという、そういう情報を得たのですけれども、もしその情報をお持ちでしたらお教えいただきたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 名古屋城天守閣復元事業に活用されるアカマツの量であります。岩手県森林組合連合会が事業主体になっております竹中工務店の材の調達に協力しております。連合会に確認をしたところ、アカマツの使用予定量は丸太換算で約1,000立方メートルと聞いております。そのうち800立方メートルから900立方メートルは岩手県からぜひ調達したいというお話を頂戴しているところでありまして、8割から9割程度は岩手県内から調達される見込みと聞いております。

○佐々木努委員 奥州市前沢区のものだけではないですね。そういう県産のものが使われるということは非常にうれしいことですし、ありがたいことだと思います。

そういうものをぜひ県民にも周知していただいて、県産のアカマツはこういうものに使われているということの理解を深めるための取り組みをしていただきたいということと、それから地元課題で非常に申しわけないですけれども、今回こういううれしい出来事、ニュースをお届けすることができたのは、もちろん地元の月山神社の関係の方々あるいは生産森林組合の方々の努力、あれは樹齢300年から400年ということですから、それを守ってきたという努力と、県の支援があったと思っております。

この月山神社周辺の松林、これは多分全国でああいう状況で残っているのはあそこだけではないかと思っておりますので、私は岩手県の林業、森林のシンボルとして、ずっとこれからも残していかなければならないと思うのです。

地元の方々もそういう思いを持っておりますので、これは農林水産部の管轄ではないと思っておりますけれども、例えば県の指定文化財にするとか、あるいは国にもそれに似たといいますか、国の文化財ではないですけれども、国が保護する、そういう制度もあると聞いています。

そういうものを活用して、まず地域の松林を松くい虫から守る観点で、そういう指定をするということもこれから考えていくべきではないかと私も思いますので、県としてそういう考えがあればお聞かせをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部技監兼林務担当技監 ただいま委員から御提言がありましたとおり、岩手の宝であるこのアカマツが、名古屋城の一番見えるところのはりに使われるということで、これから第2の人生というのですか、新しい命を吹き込んで、そして名古屋城で300年とか400年、そういうふうなことになるということは、アカマツの産地である岩手県として大変うれしいことではないかと思っております。

しかも、残念ながら県南地域、松くい虫の被害が非常にいっぱい出ている地域でもあります。そういった中で、地域の方々が一生懸命守る活動をしていただき、県も病害虫防除という形で空中散布などをさせていただいたところがこういった形で脚光を浴びるということは大変うれしいことだと思っております。

月山松ももちろんそうですが、県内各地にもすぐれたアカマツ林があるかと思えます。そういったところをしっかりと守って、そして先ほどの名古屋城ばかりではありませんけれども、国宝級あるいは文化財の修復に、岩手県に行けばどんなアカマツもあるという形にできればと思っておりますので、それを守っていくためには当然農林水産部ばかりではなく、教育委員会等との連携が必要だと考えております。今後とも各部局と連携しながら、しっかりと岩手県の財産であるアカマツを守っていきたいと思っております。

○佐々木努委員　そういう指定関係についても、これからもし話が出てくれば、市町村、あるいは保存団体を支援していただきたいと思えます。

それから、この機会に岩手県のアカマツをアピールして、そしてさらに活用を進める取り組みをしてほしいと思えます。現状で結構ですので、県が把握している、これから岩手県のアカマツの使用が計画されているものをもし御承知であれば、教えていただきたい。

○大畑林業振興課総括課長　アカマツの需要拡大について、こういったところで使われていくかというお話であります。ただいま阿部技監からお話がありましたけれども、アカマツは文化財修復材、それから寺社仏閣の建築資材として非常に需要があると伺っております。今回は名古屋城の目立つはりに、シンボルとしてアカマツが使われることとなりますので、これを契機として、全国の文化財の修復あるいは寺社仏閣の施工に取り組んでいる事業者の方々に県産アカマツをPRしていきたいと考えており、アカマツの需要拡大を図っていきたいと考えております。

それから、林業技術センターでアカマツを材料としたCLTの技術開発をしております。これまで強度等の試験を行って、今年度はコスト面での歩どまりがどうかなど、コスト面での研究調査をやっております。今のところ県内でCLTを製造する企業はないのですが、ぜひアカマツを使ったCLTをつくってみたいと関心を示している企業もありますので、そういったところに研究の成果を結びつけられる、あるいは共同研究に持っていきけるような形でこれから取り組んでいきたいと考えております。

それから、もう一つ、アカマツに付加価値をつけて、県内、県外に売り込んで、製材品として売り込んでいきたいというところで取り組みを進めております。県内製材事業所の2代目経営者など、そういう若手の方々と連携をして、新たなアカマツ製材品の試作品をつくって、県外の木材取り扱い事業者等に、こんな形のものはどうですかという形で売り込みを行っております。ぜひそれを実現させて、アカマツの販路拡大、需要拡大に結びつけていきたいと思っております。

○佐々木努委員　このCLTの研究については、私も非常に興味があるので、ぜひ委員長に勉強の機会も与えていただければうれしいです。いずれ研究を急いでいただいて、実用

化に向けて、岩手県からそういうものをイの一番に発信できるような、そういう取り組みをぜひ急いでいただきたいと思います。それから売り込みもそうなのですが、定例会一般質問でもいろいろ話題になりましたが、例えば今度野球場を建設すると、そういうものに極力岩手県の木材を使用できるような、やはりそういうものについては今のうちから農林水産部で教育委員会等と連携を図るということが必要だと思います。これは、球場だけではなく、県内の公共施設全てに、それは木造で建てろとは言いませんけれども、そのうちの内装材でも構いませんし、柱の一部分でも、そういうものに必ずこの岩手県の県産材を使えるような、そういう仕組みづくりをぜひ農林水産部から働きかけて、一生懸命やってほしいと思います。そういうものの積み重ねがやはり岩手県の林業振興につながっていくと思います。最後に阿部技監にぜひお願いをしたいということについてお伺いをして終わりたいと思います。

○阿部技監兼林務担当技監 ただいま委員から御提言がありましたとおり、まずCLTの研究、杉、ヒノキについては南のほうの地域で進んでおりますが、実はアカマツのCLTの研究というのは本県オリジナルであります。県内の企業に関心を持っていただいて、一緒にコラボして、ぜひアカマツのCLTを使った建築物をつくっていただきたい。アカマツの特性といたしますと、最初は白いのですけれども、月日がたつと色合いがよくなってまいります。そういったこともアカマツのPRにつなげられたらと思っております。

あとは、大型公共施設を木造でつくっていただきたいということでもあります。これは、本当に委員御指摘のとおり、当部といたしましてはやはり林業の振興ですので、そのためにも県内にぜひシンボリックな大型の木造公共施設を整備してもらえればと願っております。関係部局のほうには積極的に働きかけをさせていただいて、ぜひそれを実現できるようにしてまいりたいと思います。

○神崎浩之委員 私、御説明いただきました競馬についてお伺いいたします。

全く佐々木努委員と同様の考え、不安を持っております。一つは、やはり構成団体としての県の責任が感じられない。それから原因究明の話、それから存廃ルールの関係、これはもともと聞こうと思っておりましたが、先ほどの答弁を聞いても非常に他人事ですよ。ここに平成18年度の、新しい岩手県競馬組合改善計画、それから2頭目の禁止薬物陽性馬が出てから3頭目の陽性馬が出る前の常任委員会での部長とのやりとりの議事録を見ながら質問していきますが、いずれ私は、競馬に限らず一部事務組合方式というのは責任のなすり合いで非常に嫌いだ、ずっと以前から思っているのです。一部事務組合の事務所からすれば、私たちは構成団体の意向に沿って仕事をしております、それから、構成団体のほうからすれば、それは組合に私たちがお任せしている仕事ですということで、お互いに一部事務組合方式というのは責任のなすり合いということがよく感じられるところであります。今皆さん方もその中に入っているのではないかと思っております。

もともと公営競馬ですから、財政競馬ということで、構成市町村、県も含めて今まで400億円ぐらいのお金を産業振興とか、保健医療だとか、教育だとか、さまざまな恩恵を受け

てきたわけなのですが、一方収支が合わなくなれば、それを構成市町村で負担しなければならないということで、今そういう危機がここ 10 年で始まっているということでもあります。

そこで、一般質問の答弁でもありましたけれども、構成団体として岩手県は、競馬改革推進室をつくって、そして組合を指導しているという話でありました。ところが、なかなか今回の事案に対する競馬改革推進室の対応が見えてこないと思っているのです。農林水産部競馬改革推進室の仕事というのはどういうものなのか。それから、今回、競馬改革推進室としての指導についてはどのような危機感を持って対応したのか。4 頭目の陽性馬が出ておりますが、それについてまずお聞きしたいと思います。

○**千葉競馬改革推進室長** 県の行政組織規則によりますと、当室の分掌事務は、岩手県競馬組合の改革推進の支援に関することと定められております。

一方、委員からの御指摘がありました。平成 18 年 11 月に競馬組合が策定いたしました新しい岩手県競馬組合改革計画のローマ数字の I、計画策定の趣旨の中に、2、改革への取組とありまして、平成 19 年度から収支が均衡し、赤字が拡大しないと、経営体制が確立するよう全力を尽くしていくとあることから、私どもの使命というのは競馬組合による改革への取り組みを支援することにあると理解しております。

具体的に申しますと、利息の支払いでありますとか、元金の返済といったことを含めた年度ごとの構成団体融資の実行でありますとか管理、あるいは新計画のほうにガバナンスの確立ということで岩手県競馬組合運営協議会が定められておりますので、こちらへの参画というところと理解しているところであります。

○**神崎浩之委員** いずれ安定的な経営が存続するように、構成団体として職員を競馬組合に配置して仕事をしているはずであります。その安定的な経営が今できているかどうかということ、非常に無責任なことにならないようにと思っております。

次に、ちょっと細かいことをお話いたします。私も岩手競馬の存続を願っております。それは、330 億円のお金もあるのではありますけれども、やはり雇用とか産業振興など、非常に大きな裾野の広い競馬事業だと思っております。

平成 18 年度の改善計画のときの数字を見ますと、競馬関係者数が 2,500 人ということですが、現在関係者は 1,500 人ぐらいということになります。それから、当時、地域への影響額は 100 億円程度と書いてありますけれども、今は 380 億円ぐらいの地域貢献度ということになっております。このあたりの数についてお伺いしたいと思います。

いずれ 330 億円のお金以外にこの競馬事業が頓挫した場合には雇用の問題、それから地域の産業にかかわる課題が出てくると思っております。これは県民の皆様にはわかっていただきたいという意味で質問するわけですが、この数字の捉え方についてお伺いしたいと思います。

○**千葉競馬改革推進室長** 地域への影響額ということですが、平成 18 年度当時は 100 億円程度というお話がありました。これは直接的な金額でありまして、平成 28 年度決算額により試算すると、この額が 53 億円程度となっております。その中には従事員の賃金

6億円でありますとか、賞典費の18億円、その他開催経費の20億円、来場者等の飲食費で9億円という内訳になっております。

それから、競馬関係者数というお話がありましたが、平成18年度当時は2,500人ということでありましたが、これは馬主の690人ほどを含んでおりまして、これを除いた場合は約1,800人ということになっておりました。現在であります、これも先ほど1,500人ほどというお話がありましたが、平成30年4月1日現在で岩手競馬の関係者数、馬主を除きますと958人となっております。

○神崎浩之委員 いずれ330億円以外にも大きな雇用、それから地域経済へ与える影響がある競馬事業であります。構成員の岩手県とすれば、非常に重い責任を持って機微に対応していただきたいと思っております。

そういう意味で再開ができてよかったと思っております。しかし、再開はしたものの、原因が究明されないままでの再開ということで、佐々木努委員もおっしゃっておりましたけれども、今後非常に危うい中で存続しているということでもあります。

今回、本日提供された資料には、その原因究明について書いていない。再発防止策については書いてありますということです。前回の常任委員会の私の質問に対して部長は、まず原因究明だということを答弁しておられます。同じように、なぜそうなったのかと、まずいち早く究明するということが議事録に書いてあります。

そこで、再発防止策をしっかりと再開したということなのですが、通常一般的に考えれば、原因がわかって、それに対する再発防止策ということになっていくわけでありまして。今回は原因が究明されなくて、再発防止策をしっかりとしたから再開だということになっておりますが、これについて、部長はどう思いますか。まずは、原因究明だと言っておりましたが、今回原因究明についてはない。再発防止策だけはびっちり書いてありますが、これについてはどうも私や一般の人には理解できない、昨今のテレビの取材報道を見ても、やはりみんな原因が特定されていないままでの再開は心配だということを競馬関係者がインタビューを受けて言っておりました。そういうことを見ております。この辺について、部長はどうお考えでしょうか。

○上田農林水産部長 委員からお話がありました原因究明、それから再開等の今の状況等を踏まえてのお尋ねだと思います。

今でもやはり原因究明が最優先だろうと思っております。再発防止策につきましても、本来ですと、原因が究明され、その原因に対応した対策をとるとというのが原則であります。ところが、本当に残念なのですが、いまだに原因究明までには至っていない状況にあります。これについて、競馬組合は再開ということで判断をいたしましたけれども、そこについてはさまざまな方々の意見をいただきながら、そして競馬組合内部でも議論がありまして、こういった結論を出したということでもあります。まず、一つは原因究明はないけれども、原因として可能性のあるものはやはりあるだろうと。もちろんたくさんあるのですが、その中でもやはり重点的に考えなくてはならないという原因がありますので、それ

に対する対応。

それから、実際にやるに当たりましたの原因究明がないままということではありますが、きちんとまずそういったことが効果があるようにということで、十分に勘案して、その中では本来は原因究明というお話になりますけれども、このまま競馬を休んでいいのか、競馬存続のための収支均衡ということもあります。そういったことを総合的に判断した上で、今回の競馬再開という判断がなされたものと承知をしております。

○**神崎浩之委員** 今までもさまざまな事件があったわけなのですが、なかなか原因究明ができないということ、そういうふうな事情はわかっております。また、あと1回2回中止になれば、もう赤字だということ、そういう状況もありながら、原因究明がなされないまま再スタートという状況で、苦しい気持ちもわかっております。

しかし、例えば食中毒だってそうですよね。食中毒が発生し、県の方が来て、原因が何だったか、刺身だ、だったらこの刺身は出さない。そういうことで、原因究明して再発防止策をとって、そして営業停止が解除され、営業がスタートするということでもあります。それに対して、一般客も、こういうわけでこれが原因だった、これがクリアされたから、ではまたあのお店に行きましょうということになると思います。ところが、食中毒が発生して、保健所が入ったのだけれども、原因は何だかわからないけど、おらえで手がっちり洗ってっから、安心しておらえの店さままた来てけらいと言ったって、原因がわからないのであればお客さんは行かないですよ。○157 なのか、いろんなことがありますけれども。そういうことを今しているということなので、ぜひとも競馬改革推進室に頑張っていて、次に問題が出ないように、存続のために汗をかいていただきたいと思っております。

最後の質問は、存廃の基準についてであります。先ほどの佐々木努委員の質問に明確な答弁がされず、私は非常に驚いております。この改善計画書の中にきちんと競馬事業存廃の基準ということで、一つが各年度において黒字または収支均衡がなされない場合、それから次年度について、経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止、それから三つ目が、年度途中であっても年度を通じて経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止と出ております。

私がかつて質問したかったのは、これは単年度赤字になりそうだなといった場合に、例えばまた構成団体の県や市なりからお金を融資していただくことによって、黒字になったという場合も、この存廃ルールに合致するのかということです。先ほどは経常収支の中でという曖昧な答弁でありました。私の質問は、単年度で赤字が出た場合に、さらに岩手県なり奥州市なりからお金を集めてきて、そして収支均衡にするという場合もこの存廃ルールをクリアすることになるのかどうか。それは大きく次の農林水産部の予算にかかわることになってくると思いますので、その点を確認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**千葉競馬改革推進室長** 平成 18 年度における存廃論議であります。いずれこれ以上の赤字を出さないという大原則に基づいて、この競馬事業を継続していくのだということ

でありますので、さらにその構成団体から融資ということは考えられないと申しますか、そういったことは現在も検討しておりません。

それから、先ほどの佐々木努委員からの御質問の中で答弁が曖昧になった部分もありますが、財政調整基金の設置の目的といたしまして、競馬事業運営資金、その他特別の事件に要する経費の財源に充てるため設置するという趣旨からいたしますと、現にここから一般会計への繰り入れもしておりますし、今回の薬物事案に関しましては、再発防止策にこの財政調整基金からお金を繰り入れておりますので、こういったことを措置いたしました結果、収支均衡を達成したとしても、これは収支均衡の部分に沿っているものと考えております。

○**神崎浩之委員** 先ほど答弁を聞いていて、もう既に1億円を基金からおろして、再発防止策をやっておりますよね。だから、そう答えればいいではないですか。私は、昨日部長に、ちゃんと職員にこの計画書を読んでからきょう臨んでくださいねと言っておきましたよね。こういう状況なので、本当に構成団体の県として、競馬改革推進室が今回の重要な件に直面して機能しているのかということ非常に心配しているわけでありまして。今の答弁を聞きますと、基金を利用しても収支均衡、基金を利用してもいいと思います。でも、収支均衡が図られなかった、その場合に例えば構成団体からの再融資みたいなことがあるのかどうか、もしそうなった場合にはこのルールをクリアするものなのかどうか、最後に部長にお聞きして終わりたいと思います。

はっきりと言っていたきたいし、はっきりと言えない場合には、月曜日の予備日を使ってもいいですから、非常に重要なルールでありますので、明確にお答えをいただきたいと思います。

○**上田農林水産部長** 平成18年度にただいまの計画をつくられたと承知をしております。今室長が申し上げたとおり、これ以上の赤字は出さないということできつくり、それに従って十数年間取り組んでまいったということでありまして。

これ以上の融資があるのかというお尋ねかと思いますが、全く考えておりません。今の体制で競馬事業を健全に運営していくと。そのためにはこの問題についても早期に解決をして、正常な、正規な運営に戻していくことに全力を挙げて取り組んでいきたいと思いません。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**名須川晋委員長** 再開します。

○**吉田敬子委員** 私からも岩手競馬についてお伺いしたいと思います。

まずは、私自身もとても残念に思っておりますし、さらには昨年度から岩手県として、馬事文化のネットワークを組んで、競馬だけではなくて、馬事振興をやっている皆さんとともに頑張っていこうというときに、こういった事案が起きて、さらに本当に残念に思っ

ております。

先ほど委員のお二人から御質問があったところを省きながら質問させていただきますが、まずは原因究明と再発防止策に向けて徹底的に取り組んでいただきたいと思っております。議会の競馬議員連盟で何度か盛岡競馬場の関係者と意見交換をさせていただきました。これは、今回の問題が起きる前のことです。これまでに厩舎の皆さんからは、厩務員の絶対数がとにかく少なく、条件も厳しい中で徹底的な労働環境の改善を図っていただきたいといういろんなお話をいただいてまいりました。今回の再発防止策の強化の中にも、これは確実に必要なことではあるのですが、厩舎の関係者の管理体制の構築ということで、無人の時間帯をなくしたりなど、その管理体制をとにかく徹底的にされています。これは、本当に原因究明と再発防止には大事なことではあるのですが、ただでさえこれまで人員不足、あと人手不足を関係者の方がお話しされていた中で、本当に大変な状態ではないのかとも思っております。

県として、こういった再発防止策を関係者にお願いすることはもちろんなのですが、多分11月12日からそういった徹底的なことをされているので、1カ月弱たつわけですが、そういった厩舎の関係者の方に人員の体制が本当にどういう状況なのかということ聞き取り調査をして、どのようなことを言われているのかお伺いします。また、水沢競馬場の管理体制の強化として、競馬組合職員を1名増員されたということですが、盛岡競馬場は特にそういったことは必要なかったという判断なのかお伺いいたします。

○及川理事心得 厩舎関係者の厩舎見回りについてであります。調騎会から、まずは自分たちで厩舎地区、従来週3日だったものを現在は毎日見回り点検するという、それから厩務員会の厩務員からも、自分たちで自分の厩舎を守るということで、そういった巡回のお話も出ておりました。現在厩務員は、約150名近くおりますが、厩舎関係者、それから競馬組合の職員についてもローテーションを組んで厩舎地区の巡回等を行っているところでもあります。

それから、水沢競馬場に11月23日から1人、管理体制強化ということで増員を図っておりますが、盛岡競馬場につきましては、現在盛岡競馬場の職員で監視カメラのモニタリングの監視等を行っております。水沢競馬場の職員については、従来正職員が2名しかいない現状でありまして、11月23日付で本部から1名異動させて、その監視カメラのモニタリング等の業務を行っているところでもあります。

○吉田敬子委員 ということは、厩舎関係者の方からすると、特にそういった大変さはないということ、そういったことの声は上がっていないということでしょうか。

○及川理事心得 失礼しました。従来に比べてそういった見回りとかの時間がその分必要となってくるということでありまして、大変だというお話は聞いておりますが、いずれここは厩舎関係者、それから組合の職員等が一丸となってこの監視業務といいますか、自警団といいますか、自分たちの厩舎は自分たちで守るとい、そういった対応をとっていきたいと思っております。

○吉田敬子委員 この管理体制というのは本当に必要なことなので、徹底的にきちんとやっただけはいただきたいのですけれども、これまで競馬関係者の既務員の方々も、新しい方が入ってもすぐやめてしまうという声もいただいております、今回のこういった事案が起きたことをきっかけに、さらに新しく入りたいと思っていた人も遠のいてしまうのではないかと不安もすごくあります。ただただ防止策を考えて願いますというだけでなく、現場の皆さんの声の聞き取りをぜひ徹底的に行っていただきたいと思います。

そして、あと馬事文化ネットワークがありますけれども、この中には競馬が入った上で県内各地のポニースクールだったり、馬事関係の方々が入った岩手全体の馬事を盛り上げようということで取り組んでいるネットワークですけれども、こういったネットワークの皆さんにはこれまでに説明をされてきたのでしょうか。もしくは、予定があるのであれば教えてください。

○菊池競馬改革推進監 馬事文化プロモーション推進事業のネットワークではありますが、馬事文化地域連携連絡協議会というネットワークをつくっております、行政関係と、馬事関係団体が入っております、その中には競馬組合というか、関係団体が入っておりますが、最近の活動としましては、11月6日にシンポジウムを行ったところであります。現在の競馬組合の薬物の問題につきましては、その中では説明等はまだしていない状況であります。

○吉田敬子委員 その馬事文化プロモーション推進事業のネットワークに入っている団体からも、今回ネットワークに入らせていただけて、競馬の普及のために自分たちの施設でも競馬のポスターを張らせていただいているということで、今回のことをきっかけにすごく残念に思うし、その施設を訪れる方も、やはり競馬でいろいろあったということを知っているので、改めてそういう話題になるそうなのです。すごく残念だと、せっかく馬を楽しむにきているけれども、残念だという話を聞いていますので、せっかくネットワークを挙げて競馬も盛り上げていこうと考えてやっているので、そういった競馬だけではない、馬事文化にかかわっている方々にもぜひ今年度中1回は何とかそういった説明をする機会を持っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○菊池競馬改革推進監 先ほど11月6日にシンポジウムをやったというお話をさせていただきましたけれども、公式にはそういう話はなかったのですが、食事とかそういう際にはいろいろ皆さんから心配されて、競馬大丈夫かという話はたくさんいただいているところであります。

今委員おっしゃったように、このプロモーションの会議とかそういう中でも、今後競馬の説明等をさせていただいて、対策をとっていくということで、よろしく願いたいという場を考えたいと思います。

○吉田敬子委員 ぜひ願いたいと思います。今回のことをきっかけに、競馬だけではなく、本当に馬の関係者の皆さんもすごく残念に思っていますし、これからの人材育成という部分でも、やはりこういった問題をそのまま競馬のところだけにとどめるのではなく

て、みんなで盛り上げていく必要があると思うので、よろしくお願いいたします。

あともう一つ簡潔に伺いたいと思いますが、いわて林業アカデミーのことについてお伺いします。今年度の就職内定状況と来年度の入学予定状況を伺いたいことと、今年で2年目ということなのですけれども、いわて林業アカデミーは単年度、1年で終了するものなのですけれども、例えば他県だと2年でやっているところもあったりだとか、まずは1年ずつやってみて、今後これからのを見ていくということで御答弁もいただいていた。

3年目、来年度以降、今現在でいいのですけれども、そういった日程とかスケジュールの変更について何かあれば、例えば生徒から実技をふやしてほしいということも実際に委員会で現場に行かせていただいたときに伺ったことはあるのですけれども、そういったこともあれば伺いたいと思います。

○橋本森林整備課総括課長 平成29年4月に開校しましたいわて林業アカデミーについてのお尋ねであります。昨年の生徒は15名で、全員県内の森林組合や民間事業体に就職いたしました。

今年の生徒については、18名が研修生で、今アカデミーでいろいろな研修を積んでいるというところであります。

今後の対応についてですが、先ほど委員からお話がありましたように、やはり実技についてもう少し研修したいということもありまして、今年度研修のカリキュラムに実技を少し多目にとっているところであります。また、生徒から、1年、2年の研修期間の話を開くと、1年で十分ではないですかという話が多いというのは聞いております。いずれにしても、この運営につきましては協議会もありますので、そういった場でいろいろな意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

来年度の募集についてですが、現在、推薦で5名が合格、一般選考で4名が合格ということで、現在9名が合格しているという状況であります。

○阿部技監兼林務担当技監 今年度の研修生募集につきましては、いろいろ出身母体があって、森林組合に内定している方もいらっしゃいますが、現時点では就職活動を行っているという状況であります。

先ほど担当の総括課長から説明したとおり、昨年度の卒業生については全て民間あるいは森林組合等に就職いたしまして、それぞれの事業体のほうからは技術力を持った人間を採用できて大変ありがたいという評価をいただいているところであります。

また、新年度は先ほど申しましたとおり、15名の定員であります。その中でまず推薦では5名合格しておりますし、一般では4名合格ですので合わせて9名合格、そしてこれから後期の選考がありますので、定員まであと6名になりますけれども、確保に向けて働きかけを行っているところであります。

あともう一つ、研修当初、1年でスタートしたところでありますが、やはり研修生あるいはその事業体の中からも1年ではちょっと詰め込み過ぎではないかという御意見、あるいは1年で十分ではないのかとさまざまな御意見を頂戴しております。これらにつきまし

ては、まだ1期生しか卒業生を出しておりません。今回2期生が来年3月に卒業します。そして、3年くらいたって、いわゆる林業業界から見てこのアカデミーは本当に1年でいいのか、2年でいいのか、そういった御意見を伺いながら、運営協議会もありますので、そういった場で議論をした上でコースの期間の検討を行っていききたいと思います。

○吉田敬子委員 私もホームページなどでいわて林業アカデミーの皆さんがやられている授業を拝見して、頑張っているなということを見ているのですが、生徒も含め、就職された企業にもフォローアップという形で、こういった状況かということを含め、今後引き続き把握していただき、林業振興、そして人材育成に取り組んでいただきたいと思っています。

○佐々木宣和委員 私からは、林業の災害派遣について、一般質問でも伺わせていただきましたけれども、少し細かく伺っていききたいと思います。

先ほど工藤勝子委員からもありましたけれども、これから林業振興するに当たって林道は非常に重要だということです。国の施策等も入ってくるころなので、その基盤というのはすごく重要だと思っています。

平成28年台風第10号災害に関しては、本当にたくさんの道路が被災したので、林道までなかなかたどり着けないというのが現状であって、非常に苦労しているということです。

県は、災害査定のときからかなりの応援を岩泉町なり宮古市なりにしていただいているところではありますが、現状、宮古市、岩泉町に対して、県の職員の方が入っているのか、どういう状況なのかということを伺いたいと思います。

○久慈森林保全課総括課長 平成28年台風第10号災害につきましては、非常に大きな被害、特に岩泉町と宮古市が大きな被害になっておりまして、現在も工事を進めているところでもあります。特に岩泉町が一番被害が大きかったわけですが、岩泉町からは要望がありまして、3人の職員を併任発令という形で派遣しております。宮古市につきましても、併任発令という形はとっていませんが、広域振興局の職員が行って、進行管理等をやっております。工事を進める上で下請けの確保が大事だということもありますので、そういったところにつきましては、県庁の職員も入って、県内外の方々に声をかけたりするなどして、下請けの確保について協力しているところでもあります。

○佐々木宣和委員 本当に大変な災害だったということで、実際に岩泉町には3人に入っただけで、本当に県の方々の協力があって、これまで進捗が押し上がってきたところでもあります。

ただ、私も宮古市、岩泉町から本当に細かい要望もいただいているところで、今完成が難しいというのは10路線あって、特に入札は済んでいますので、下請けの業者がないというのが本当に深刻だということで、県当局で働きかけをしていただいているということも承知してはいますが、具体的に下請けが確保できているのはどのくらい進んだのかということ、何か目安として進んでいるような話が聞けたらと思うのですが。

○久慈森林保全課総括課長 きのうちまでに聞いたところによりますと、下請けの業者が1社入ることが決まっております、ほかにも下請けとして、どうしても条件次第ということはあるのですけれども、合計で10社ほどの業者から条件次第では入っていないよというお話を聞いている状況でありまして、現在そういったことでマッチングに向けて支援をしているところであります。

○佐々木宣和委員 本当に何にしてももう年度終わりが迫っているので、私もですけれども、本当に市町村、岩泉町、宮古市は完成に向けて業者側がいろんなことをやっているわけで、宮古市と岩泉町と県と、災害復旧ですから国、その意思疎通がきちんとしていくようにしていただきたいと思います。岩泉町の場合は実際3人、人が入っていただいているというので、日常的に連絡もとり合うことでやっていると思いますし、宮古市も広域振興局からきちっと行っていただいているかと思いますが、本当に時期的に迫っていて、大分焦ってきているような感じもあるので、市町村と都道府県との意思疎通をきちんとしていただけるようにというところと、今いただいたお話で、下請けの業者も条件次第では入るところが出てくるかなという話ではありますが、きょう岩泉町も雪が降ってなかなか、これから作業がどのぐらいできるのだろうという不安を身近に感じているので、そういったことも含めながら、何とか年度内に完成を積み上げていただけるように、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

○工藤勝子委員 この件につきまして、私たちが33市町村の要望書を持って自民党や省庁を回ったときに、農林水産省に行きまして、このお話をしました。今山に入っていく町道も、まだなかなか難しい状況なので、災害復旧の期限は3年なのですけれども、これを繰り越していただきたいと。事故繰越をして、年度を延ばしてほしいという要望をしてみました。

その返信が来ました。そうしましたら、誰とも言えないのですけれども、結局これはできないという返事なのです。ですので、例えばここを事故繰越できないとなるとどうなるのですかと言ったら、それは宮古市と岩泉町の負担でやってくださいと国が言っているわけです。そういうことになってしまえば大変なことです。そうすると、県に対してもある程度の責任もかかってくるわけですので、絶対今手がついていないところ、入札しても全然その現場に行けない状況の中で、工事が着手になっていないところ、そういうところをしっかりと精査をして、必ず年度内にそこに行って、少しでも手をつけて工事が入るようにしていかないと非常に難しい状況になるなと思っていました。ぜひこの事業はそういう部分で、災害復旧に対してしっかりと対処してほしいと思っております。これに対して部長はどのようなお考えですか。

○上田農林水産部長 平成28年の台風第10号被害につきましては、どちらかというところ局地的な被害でした。ただ、その中では非常に小さなといいますか、財政的にそれほど強くない市町村が被災してしまったという事情であります。

今、鋭意復旧事業を進めております。ただ、いろんな事情がありますが、先ほど委員が

らお話がありました下請けがなかなか見つからないという事情がやはり大きいと承知しておりますけれども、そういった路線もあると聞いております。

国の意向が示されたということではありますが、そのほかにも例えばとり得る手だてがあるかと思しますので、そういったものの検討も含めて、なお重ねて関係の市町、あるいは国のほうと連携をとりながら、必ず年度内に完成させるよう取り組んでまいります。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会の運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、滝沢森林公園の管理運営状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内・東北ブロック調査についてでありますがお手元に配付しております平成30年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

ちなみに、12月20日の調査は、紫波町はいわちくですし、奥州市は水沢競馬場ですので、競馬は何を見たいか、調査したいかというのを事前に私にお知らせをいただければと思います。何か御要望がありましたら、先方に伝えておきます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。